

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
厚生労働大臣	国土交通大臣	
感染症危機管理担当大臣	内閣官房長官	

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更され、その傾向を捉えることに主眼を置き、正確な感染規模等の状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を多角的に把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、受診しない無症状者等を含めた各地域の感染の広がり傾向をつかむことはできない。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、より早く兆候を掴める可能性があり、その後の感染傾向の把握も期待できる。

内閣官房が、令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところである。

よって国におかれては、令和5年9月1日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となり、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して、下水サーベイランス事業を早急に全国展開することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。